

## 論文審査の結果の要旨および担当者

報告番号	※	第	号
------	---	---	---

氏 名

BEN HADJ LARBI Ghassen

論 文 題 目

The Evolution of the “Responsibility to Protect”

as an International Norm

(国際規範としての「保護する責任」の展開)

論文審査担当者

主 査

名古屋大学 教授 山形 英郎

委員 名古屋大学 教授 島 田 弦

委員 名古屋大学 准教授 西川 由紀子

委員 名古屋大学 准教授 日 下 渉

# 論文審査の結果の要旨

## 1. 本研究の意義

「保護する責任」という考え方は、破綻国家といわれるような国家に対し、国際社会の介入を認める理論として提唱され、議論されてきた。コソボ人道的介入では、安全保障理事会の許可なく NATO の武力介入が見られた。一方、ルワンダは西欧先進国から見捨てられたために、国連の介入は遅速で、微温的であった。しかし国際法の伝統的な考え方からすれば、国家は主権を有し、不干涉原則によって守られている。国際社会の介入を拒絶する法理が、確固たる規範として厳然として存在していた。この2つの事件を参照し、主権や不干涉原則に対する見直しを求める声が高まり、それを理論化するための概念として案出されたのが「保護する責任」である。この概念自体は、国際法上の規範として成立しているわけではない。しかし、今日では、「生成途上の規範」とであると主張されることが多くなってきた。本論文は、国際法上の規範ではなく、国家の行動を規律する政治的・道徳的な規範として「保護する責任」がどの程度成熟し、国際社会によって受け入れられてきているのかを検討することで、規範としての「保護する責任」の将来についても、見通しを与えることを意図している。その際、Finnemore & Sikkink の枠組みを使いながら、規範の動態分析を行っている点に、本研究の意義がある。

## 2. 本研究の構成と概要

本研究は6つの章と結論で構成されている。

第1章は、「保護する責任」の生成とその背景を概観し、学説状況をまとめた上で、問題の特定を図っている。依然として「保護する責任」が規範として確立したかどうかについては学説上の対立がある。またその規範内容に関しても異説がたくさん存在している。そうした学説状況を把握することで、「保護する責任」が規範となっているかどうかという問ではなく、どのような過程を経て規範として成長してきているか、そしてどのような要因で規範化が推し進められたり、押しとどめられたりしているかという問を見つめることのほうが重要であると述べ、研究課題を特定する。つまり、規範としての展開をもたらした積極要因と消極要因の特定である。

第2章は、分析枠組みとして Finnemore & Sikkink のモデルを採用することを宣明する。規範の展開を把握するという研究目的に合致するからである。それによれば、規範の創造過程は規範出現段階、規範奔流段階及び規範内面化段階の3段階に分けられる。第一の規範出現段階と第二の規範奔流段階を分けるのが、分岐点であり、規範が受容される契機となる事件が発生する。「保護する責任」が、今世紀で最も迅速かつ顕著な規範創造過程をしめしているといわれており、このモデルを利用しながら、どの段階に至ったのかを見極めようとする。

第3章では、まず2000年から始まる規範出現段階を研究対象とする。人道的危機の対処については、様々な機関や個人が、様々な議論を提唱してきているが、どれも「保護する責任」ほど支持されなかった。その原因を探る。「保護する責任」にはあって、他にはなかったものとして、第一に、提唱機関の世界代表性、第二に、「保護する責任」概念のわかりやすさ、第三に、今までにない用語法の採用という特徴を析出する。しかし、ダルフール事件を例に挙げ、まだ「保護する責任」が規範として十分に認知されるには至っていなかった状況があり、国家の行動様式を規定するまでに成長していなかったと主張する。「保護する責任」はまだ赤子の段階であり、国際社会の声をダルフールに集約させ

## 論文審査の結果の要旨

ることはできなかった。安全保障理事会における国家代表の議論から、国家の規範認識を確認するが、しかし未成熟にもかかわらず、「保護する責任」に依拠する発言も出始めており、規範の産声を聞き漏らしてはいない。

第4章は、「保護する責任」が規範奔流段階に至ったかどうかを考究する。規範奔流段階への分岐点として2005年の国連世界サミットに着目する。分岐点であるかどうかは、規範を支持する国家の数と、支持国に大国を含むかどうか重要である。サミットの成果文書が全会一致で採択されたことから分岐点を越えたことを立証する。その上で、2007年からのケニア紛争が「保護する責任」の最初の適用例であるといわれること、2011年のコートジボワールの事例に関する議論の中で「住民を保護する責任」に言及する国家代表が多く、この概念が定着してきたことが明らかにされる。問題は、規範内面化段階にまで達したかどうかである。

第5章が、最終局面をクリアしたかどうかという点が議論される。この段階では概念内容が議論の対象となるわけではなく、規範を遵守することが当然視され、規範の運用が法律家などの専門家にゆだねられるようになる。そうした兆候を示す事象も散見される。国連において、「ジェノサイド防止のための特別顧問」や「保護する責任特別顧問」が設置され、「保護する責任」の運用が専門家の手任せられる体制が作られた。国際刑事裁判所の設置も同様である。そうした背景において生じたのが2011年のリビア内戦であり、安全保障理事会は、リビアの「保護する責任」に言及しながら、武力行使を加盟国に授権した（決議1973）。武力行使と結びついた「保護する責任」の最初の事例として注目する。合法性（legality）および正当性（legitimacy）要件を満たすと思われる決議1973ではあるが、その採択の際には、依然として、武力行使に関し反対する意見も多く提出されていた。また、NATOの介入が決議の委任範囲を超えて政府の変更にも及んだことから、汚点を残すことになった。そのため、原則そのものについて見直しを迫る声上がる。そのため、リビアの事例は、規範内面化段階への一歩になり得たにもかかわらず、それを阻害する要因になったと結論づけ、まだ規範奔流段階を抜け出ていないと判断を下す。

第6章が最初に取り上げるのは、そうした反動を示す「保護中の責任」（RwP）という概念である。リビアの事例に対する痛烈な反省から、安保理が行動を起こす際にも、そして保護する責任を果たしている間においても、国際社会は国際人道法や安保理決議により一定の責任を有しており、責任の果たされ方について安保理は監視する必要があるというのが「保護中の責任」というブラジル提案である。この考え方は、實際上、「保護する責任」を無能力化することになってしまう懸念があり、内容上支持することはできないとしつつも、国家がこのような形で議論を提起し、審議の機会を提供するというやり方自体は、「保護する責任」の内容を一層確固たるものにするために有益であると評価する。また内容面においても、「保護する責任」の第一次責任である領域国の責任は国際社会で十分確立してきているが、第二次責任である国際社会の責任の取り方は、安保理に委ねられており、拒否権の問題と重なって、実現困難であるとみる。「保護する責任」は普遍的な価値実現を目指すものである一方で、実現手段は、大国に牛耳られており、国際社会の構造上の制約が働くために、「保護する責任」の規範としての発展には限界があるとの考えを開陳する。しかし、いままで見向きもされなかった問題に新たな視点を提供し、国際社会の声を結集させた点に独自の存在意義があると結論する。最後の結論で論文全体をまとめ、論文を終える。

# 論文審査の結果の要旨

## 3. 評価

本論文は、「保護する責任」を取り上げ、どのような過程を経てアカデミズムの世界で、そして現実の国際政治の場で、この概念が共通語として使われるようになってきたのか、その要因を分析し、規範の動態的分析を行った。「保護する責任」という概念がジェノサイド、戦争犯罪、民族浄化といった個々の概念を統合する作用を有していると共に、主権とうまく折り合いをつける概念として案出されたために、一般的な支持を得ることができたことを証明した。

法学分野においては、規範であるかどうかが重要問題である。規範であればそこから権利・義務が析出されることになり、権利を実現することあるいは義務違反を迫及することが法的に可能となる。しかし、そうした静態的な規範把握ではその正当性や実効性を十分説明することはできない。法規範であるから遵守は当然であるという考えが基礎にある。しかし、ひとたび規範を法規範ではなく、国家の行動を規律する基準と定義すれば、そして法の呪縛を排除すれば、規範であっても遵守される保証は何もなく、法的装置以外の何らかの規範遵守メカニズムの構築が必要になってくる。行動規範として国家に内面化され、規範に従うことが当然であるという意味が醸成される必要がある。そうした醸成過程を分析するために Finnemore & Sikkink モデルを利用したのは卓見である。それによって、なぜ規範は遵守されるようになるのかという問いに答えられるからである。

結論では、「保護する責任」を第一次責任と第二次責任に分けて分析している。保護する責任も一つの責任ではなく、第一次責任として存在する領域国の責任と第二次責任として存在する国際社会の責任を区別して、それぞれの成熟度を別個に考察している点は、すぐれた洞察として評価することができる。前者については規範として確立している点が多い一方、後者については安保理の権限とからんで拒否権という深刻な組織論的な問題が伏在している。両者を切り離すことで、「保護する責任」の分析を精緻化する視座を提供することができた。

また、本研究は、「保護する責任」が議論された安保理の審議を丁寧に研究した。国家がある規範を受容したかどうかは国家実行から伺い知ることができるだけであるが、安保理による議論を利用することで国家実行を可視化することに成功した。さらに、それぞれの国家代表の発言を、「保護する責任」そのものに関する原理的な議論と、事件ごとの特殊な状況に対応した発言に分類し、国家代表の発言から、「保護する責任」の浸透度を解明した。その手法は堅実で、国家間の対立の様相を見事に活写し、批判勢力の減退を浮き彫りにすることができた。その実力は確かなものがある。

「保護する責任」を動的に分析した本研究は、従来の「保護する責任」研究に欠けていた新たな視点を提供することで重要な貢献を行ったものということができる。そして政治学的手法を使った規範分析の対象範囲を広げ、法と政治の架橋をも行った研究として高く評価できる。ただし不十分な点もある。

第一に、「保護する責任」が議論された事例のみを分析し、それ以外の事例を分析していないため、「保護する責任」を認めざるを得なかった外在的な要因を見落としている可能性がある。たとえば、大国である米国の意向は大変重要であるが、米国が「保護する責任」を受け入れざるを得なかった事情は何かを知るためには、イラク戦争が鍵となると思われるが分析はない。

第二に、安保理が有する構造的な問題を抱えているためそれを回避するために地域的機関の利用がほめかされているが、「保護する責任」を積極的に導入したアフリカ連合 (AU) の分析はない。AU

## 論文審査の結果の要旨

は、「不干涉原則」から「反無関心原則」へ方針転換したが、そのあたりを分析することで、地域的機関の貢献の可能性について一步深めることができたはずである。

こうした点はある種の「ないものねだり」であり、本研究の価値をいささかも下げるものではない。今後の研究の進展を期待するのみである。

#### 4. 結論

以上の評価により、本論文は博士（国際開発学）を授与するにふさわしい研究であると結論する。